

# 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第 6号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	3
【議案第 7号】 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）	3
【議案第18号】 矢板市立図書館の指定管理者の指定について	4
【陳情第24号】 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情（継続）	6
【陳情第29号】 市長杯争奪サッカー大会の開催の陳情（継続）	7
【陳情第30号】 地産地消推奨についての陳情（継続）	8
【陳情第31号】 市内空き農地に関する陳情（継続）	8
【陳情第32号】 市内空き家および空き店舗に関する陳情（継続）	9
【陳情第34号】 市内の自動車交通路に関する陳情その2（継続）	9
【陳情第35号】 市営運動公園の整備に関する陳情（継続）	10
【陳情第37号】 旧長井小学校に関する陳情（継続）	10
【委員長報告】	11
【閉会】	11

## 1 日 時

平成29年12月7日(水) 午前9時55分(開会)～午前10時52分(閉会)

## 2 場 所 第2委員会室

## 3 出席委員（8名）

委員長 伊藤 幹 夫

副委員長 小林 勇 治

委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、宮本 妙子

今井 勝巳、大島 文男、大貫 雄二

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員（19名）

### (1) 建設課（1人）

①建設課長 塚原延欣

### (2) 都市整備課（1人）

①都市整備課長 和田理男

### (3) 農林課（2人）

- ①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎
- (2) 商工観光課 (1人)
  - ①商工観光課長 山口武
- (4) 教育総務課 (1人)
  - ①教育総務課長 高沢いづみ
- (5) 生涯学習課 (7人)
  - ①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②スポーツ推進班長 齋藤正樹
  - ③矢板公民館長 田城博子 ④泉公民館長 塚原明
  - ⑤片岡公民館長 塚原由 ⑥まなび担当 鈴木有
  - ⑦スポーツ推進班主幹 藤田範行
- (6) 農業委員会事務局 (1人)
  - ①事務局長 村上治良
- (7) 上下水道事務所 (5人)
  - ①上下水道事務所長兼水道課長 津久井保 ②業務担当 齋藤正一
  - ③下水道課長 石川節夫 ④業務管理担当 和氣千晴
  - ⑤施設担当 関谷一男
- 6 欠席説明員 なし
- 7 担当書記 藤田 敬久
- 8 付議事件
  - 【議案第 6号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
  - 【議案第 7号】 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算 (第2号)
  - 【議案第18号】 矢板市立図書館の指定管理者の指定について
- 9 会議の経過及び結果

**【開会】**

○委員長 (伊藤幹夫) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:55)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

- 【議案第 6号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 【議案第 7号】 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算 (第2号)
- 【議案第18号】 矢板市立図書館の指定管理者の指定について

の3件である。

【議案第6号】

○委員長 はじめに、「議案第6号 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（石川節夫）

（「平成29年度矢板市補正予算書」19頁を朗読、詳細について「平成29年度予算に関する説明書」60頁から64頁により説明。）

歳入

4款1項1目 繰入金については、72万3千円の増で、職員給与等の改正に伴う一般会計からの繰入金。

歳出

1款1項1目 下水道管理費については、72万3千円の増で、職員給与等の改正に伴うもの。

64頁は給与費明細書で、内容については記載のとおり。

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

【議案第7号】

○委員長 次に、「議案第7号 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（津久井保）

（「平成29年度矢板市補正予算書」23頁を朗読、詳細について「平成29年度予算に関する説明書」66頁から71頁により説明。）

収益的収入及び支出における支出

1款1項1目 原水及び浄水費については、230万円の増で、寺山ダム維持管理費負担金。これは、寺山ダムの工事を昨年度と今年度に渡り、繰越事業で実施しており、寺山ダム施設更新事業が終了することに伴い、県からの負担金が示されたことによるもの。

1款2項2目 消費税及び地方消費税については、620万円の増で、不足が生じたことによるもの。消費税及び地方消費税については、申告時期が決算後2ヶ月以内と定められているが、皆様ご案内のとおり当初予算要求については前年度の今の時期であるため、そのことにより若干見積もりが違ったことによるもの。

○委員長 これより議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第18号】

○委員長 次に、「議案第18号 矢板市立図書館の指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○生涯学習課長（大谷津敏美智）

（「議案書」69頁を朗読、詳細について説明）

現在の指定管理者との指定期間が平成30年3月31日をもって満了となるため、公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 平成30年3月31日に契約が切れて再度更新をしたいということだが、更新に伴い、特色のある新しい取り組みなどは何かあるのか。

○生涯学習課長 現在の指定管理者となって10年になるが、いろいろなことについて新しい取り組みをしている。近いところでは、高瀬委員からもあった読書通帳を作るなどしている。契約にあたって、いろいろなサービスの向上に向けていろいろな展開をすることで入っている。また、新たなことも取り組んでいくということを出されているので、新しいものを取り入れて利用者の皆さんに喜んでもらえるような図書館を目指してやっっていこうと思っている。

○大貫委員 近隣に図書館を含めた複合施設で大きい良いのものがあるという事例もある。矢板市の場合は単独図書館事業である。改めてそういうような複合的な、特にお父さん、お母さん方をより多く集約できるような考え方も含めて、これからの5年間の取り組みをさらに願います。

○大島委員 図書館流通センター、この件に関して今までと同じ指定管理の相手方だと思うが、今までの実績は、また金額的には同じなのか。

○生涯学習課長 利用者と貸出冊数は伸びている部分と、人口が減っている割には抑えられている部分がある。10年前、指定管理者になる前の状況と比べるとかなり向上している。利用者にもご満足いただいているという回答をいただいている。指定管理料については、前回と比べると年額で400万円ほど増額になっている。大きな理由としては3点。

1点目として、この5年間の間にいろいろな新規事業が増加したこと。また教育委員会からの要請等もある。特に学校における読書活動推進のための学校図書事務のサポート並びに

レベルアップの支援。また小中学校、児童館学童保育及び放課後子ども教室への図書巡回貸し出し等を行うために、職員を増やしている。

2点目として、図書館司書の有資格者が3名から5名に増えていること。これに伴い手当等が増えている。

3点目として、国から安定雇用のための職員の待遇改善の要請があり、今まで臨時職員で待遇が不安定だったものを改善し、安心して働ける環境を整えた結果、賃金が上昇していること。これらによって増額となったものである。

- 今井委員 管理者を決めるにあたり、普通であれば入札になる。今回、随契的に決めて指名するのか、それともある程度期日が来ているので業者選定に出して募集したのか。なぜこんなことを聞くのかというと、やはり預かっている業者側の緊張感。指定管理を任せる以上は、区切りのときに管理するうえのプレゼンテーションとか、今までの5年間の評価が再チェックされるというようなことで緊張感が出ると思う。ただただ随契でズルズルと既得権がいつてしまったのでは困る。この流れはどうか。
- 生涯学習課長 指定管理者の選定にあたっての経過を説明させていただく。まず8月1日から公募ということで募集要項を配付している。結果、説明会参加が2社、実際申請されたのが1社であった。それが今契約している図書館流通センターである。10月11日に第1回の管理者選定委員会を開催し事前の書類審査を行った。第2回の選定委員会でプレゼンテーションを行い、図書館流通センターにお出でいただき、説明を受けてこちらから質問をした。10月30日にプレゼンテーションに基づいた選定結果を出し、候補者の内定となった。11月14日に全員協議会でその旨報告をさせていただき、今回の議案提出となった。
- 櫻井委員 東京都文京区の会社だが、県内の会社では技術的な面等で違うのか。
- 生涯学習課長 実際、今契約を行おうとしている図書館流通センターは、全国的な組織でいろいろノウハウも高い。ただ応募の際最終的に申請をしたのが1社ということ。県内にあるかないかについては把握していない。
- 櫻井委員 この会社は、図書館流通センターに対して何人くらいの雇用というか職員を雇っているのか。
- 生涯学習課長 現在は8人で運営している。
- 櫻井委員 了解した。国では75歳を後期高齢者とし、将来的には75歳まで働くように仕向けている。そこまではないにしても70過ぎくらいまでは働くとなれば、職員がやれるようにはできないのか。皆さんも60歳で終わるわけだが、そうしないとこれから職の確保はなかなか……。中小零細企業であれば元気なうちは働いてもらうというような感じだが、そういうことも考えてこのような指定管理というのは、急には無理だが、これから徐々に考えていったらいいのではないかと思う。
- 今井委員 昔は図書委員会のようなものがあって、蔵書の購入、廃棄処分等についてある程度の交通整理をしていた。今は全部お任せなのか。それとも任意の委員会があるのか。
- 生涯学習課長 購入や廃棄の場合は、図書館で協議した結果を教育委員会にあげていただき、教育委員会で協議して了解するという形をとっている。

- 今井委員 手続きとしては分かるが、新しい書物を購入する場合に、例えばベストセラーや、市場のニーズ、どういう本を入れたらいいか、こんな本をそろえてほしいといった話がかつてあった。そのような会合は定期的にあるのか。
- 生涯学習課長 会合があるかとの話だが、今の市場で売れている本等はあるが、今どのような者が読みたいか、利用者の皆様のリクエストも取り入れて購入しているので、人気のある本は揃っている形となっている。
- 宮本委員 図書館関連のことでお聞きしたい。名称は定かではないが、赤ちゃんタイムという時間を取られているかと思う。どのような状況か。
- 生涯学習課長 大変申し訳ないが、手元に資料がないので・・・。
- 宮本委員 正確なところはよいが、報道でほかの市町で大変好評との話を目にしたので、矢板市としてもぜひ今後ともずっと続けていただければと思う。要望である。
- 小林副委員長 予算執行の方針のなかで、地元の事業者をなるべく使うようにという方向性があったかと思う。図書購入の際には図書館流通センターが大きく関わっていると思うが、地元の書店もある。学校関係の図書購入の際の関わり具合はどのようになっているか。
- 教育総務課長（高沢いづみ） 図書館の本については図書館流通センターで購入しているが、学校図書に関しては地元業者から購入させていただいており、棲み分けはされている。
- 委員長 ほかに質疑はあるか。

（質疑なし）

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

#### 【陳情第24号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第24号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。
- 大貫委員 他市の状況について報告願う。
- 事務局 県内の状況であるが、採択が2市1町で那須烏山市、塩谷町、大田原市。不採択が7市2町で宇都宮市、栃木市、佐野市、那須塩原市、那須町、日光市、真岡市、さくら市、高根沢町。継続審査が小山市。
- 大島委員 現状でこれはやっていないということで、新たにこのような制度を取り入れることがいいのか悪いのか。救済措置にはある程度なるかと思うが、新たな混乱のもとだと思うので、これは入試に関わることを含んでおり、今の段階では否決してもやむを得ないという意見を持っている。

○今井委員 否決。理由は、結局定員を満たすために教育環境を整備しているわけではない。これだと定員に満たないからまたそこに生徒を募集してというようにしか聞こえてこない。教育委員会含めて教育現場にいる人がどう考えるか知らないが、少しおかしいのではないかと思うので、不採択である。

○大貫委員 今の高校教育制度自体を再調整しなければならなくなるということになるので、少し難しい点が多くあるので不採択でよいと思う。少子化に向けて今変わりつつある高校教育行政。またこれによっておかしくなってしまう可能性があるのも、そのような点でも不採択でよいと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 ただいま、定員を満たすためだけのもの、また少子化が進むなかにおいてこういった制度が必要かどうかについてもこれから考えていかねばならない。高校教育制度についても難しい部分があるのではないかと等のご意見があった。これより採決する。陳情第24号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第24号は、不採択とされた。

#### 【陳情第29号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第29号 市長杯争奪サッカー大会の開催の陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

○今井委員 体育協会やスポーツ団体等から出てくるならともかく、一個人から出されたものを議会にかけて市長杯うんぬんについてここで論議すること自体、本末転倒だと思う。アイディアとしてはいいかもしれないが、ここで議決して採択して議会からおろす話ではない。不採択。

○宮本委員 同じ意見で不採択でお願いしたい。

○大島委員 私も不採択でよいと思う。

○櫻井委員 同じく不採択。

○高瀬委員 陳情の最後の部分に「Vertfee たかはら那須サッカークラブや矢板中央高校サッカー部へは特に確認を行った内容ではない事を追記します。」との記載がある。相談のうえもう一度考えるということで不採択としたいと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 ただいま、各種団体からあがってきている陳情ではなく、あくまでも個人的な私見による陳情である等のご意見があった。これより採決する。陳情第29号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第29号は、不採択とされた。

### 【陳情第30号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第30号 地産地消推奨についての陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。
- 今井委員 基本的には不採択。現に道の駅や農林課を含めて地産地消は進めており、新たにこういったことをやる必要もないし、農協というひとつの大きな団体組織があるので、ここで論議する必要性はない。議会がここで採択をして何を当局に求めていくのか難しい部分があるので、不採択。
- 大島委員 陳情理由のなかに、「自家生産米を自家消費しているような、生活資金を主に米の生産収入に頼って生活してはならないような農家を対象として考えたほうが良いかとは思いますが」というくだりがある。これは今のなかで矢板市含めてのなかで規模拡大等、生産効率のよい農家を目指して、特に農業公社などは農地の集積等をしながらそういう方法で今動いている。逆行するような、あくまで個人の意見が強いなかで、どうしても社会的な問題点を言っているところもあるが、個人の意見に過ぎないと思うので、これをすべて全体的に採択するわけにはいかないような内容なので、否決したほうがよいと考える。
- 大貫委員 大島委員の意見に賛成。不採択でお願いしたい。
- 櫻井委員 同じく不採択。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

- 委員長 ただいまの皆さんのご意見のなかで、道の駅やいた等の各種団体で現在地産地消を推進している状態である。また、あくまで個人の私見による陳情である等の意見があった。これより採決する。陳情第30号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第30号は、不採択とされた。

### 【陳情第31号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第31号 市内空き農地に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。
- 大島委員 この内容を読むと、空き農地について「活性化につながる良いシステムとなるよう私なりの提案を行い」とあり、あくまでも個人の提案であることは間違いない。全体的な矢板市の農業のなかで求められる要望事項ではない。あくまでもひずみの部分についての私見の延長だと思う。確かに空き農地、耕作地等だんだん目立ってきているが、ここで求めていることが矢板市の農業の方向性でもないし、退職後の趣味で行うのは結構かと思うが、これを陳情に出して矢板市の行くべく方向の助けになるような陳情ではないと判断しているので、不採択でお願いしたい。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

- 委員長 ただいま、私見に基づく陳情であり、矢板市として取り扱う政策的なものではない



という意見があった。これより採決する。陳情第31号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第31号は、不採択とされた。

#### 【陳情第32号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第32号 市内空き家および空き店舗に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

○今井委員 不採択。理由は、すでに矢板市で空き家バンク制度ができているし、文言のなかに物件の購入希望者から市内における空き家及び空き店舗だと思われるもの、と思われるものとある。勝手に購入者が空き家でないかと想像して市に問い合わせる。で市が個人の所有物に対して何をするのか、権利侵害にもなりかねない。そういう文言も入っている。そういうシステムに変更してくれという内容である。これは非常に個人情報保護の問題も含めて、個人の権利侵害にもつながる内容であるので、私は不採択である。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 ただいま、矢板市には現在空き家バンクが存在している。また、個人の権利を侵害する部分も生じてくるといった意見があった。これより採決する。陳情第32号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第32号は、不採択とされた。

#### 【陳情第34号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第34号 市内の自動車交通路に関する陳情その2」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

○今井委員 不採択。JRとの問題を考えると難しい。市としてどう考えるか。これが両方の地域住民、ここに記載されているような住民が連名で、非常に生活に不便を来しているし危険を伴っているような陳情がここに上がっているのなら考えるが、私見でこうじゃないかああじゃないかという陳情は、ここで審議する必要はない。

○大島委員 今井委員から話が出たように、これはほとんど私見である。内容については、できればいいことかもしれないが、簡単にできるようなものではない。そういうことを含めて、これはなかなか、往来に際して危険があるということだが、必ず相手の意向を聞きながらJR関係の整備はしていかなければならない。そういうなかでJR東日本と協議を進めていくことが必要だと私は思う。あくまでも個人の意見は行政側に要望として後で議会から要望として報告するということが陳情の範囲には入っていない。最後に話が出るかと思うが、そのような私見がどんどん来たら、常任委員会の審議の範囲についてもこれからは議運で考えていかなければいけない。そういう状況に陥ると思うので、要望的なものはあくまでも今のシステムのなかでは、行政のほうに市長あてに出た場合は各課、今は部から話が出てくるかと

思うが、議会のほうに出て、議会のほうはやはりある程度の、このような私的ではなく、地域や団体等、そういうなかでの審議をするのが本来の意味での陳情の取り扱いではないかと思うので、私見的なものをこれだけ出されると審査にしようがない、そのようなことを含めて、みんな私は思いますということで、このようなものはある程度願意妥当な意見もあるかとは思いますが、行政側、執行部側にこういう意見は伝えておきますよということで、例えばそういう話が来たときは、議会運営委員会等での協議をしていただければ。途中ではあるが、そのようなことを強く感じたので、議案審査のなかでのひとつの意見として、常任委員会、特に議運のなかで議長預かり等含めてこれから検討して、正副委員長にはお願いしたい。そういうなかから今回の場合この陳情についても不採択としたい。

○宮本委員 概ね大島委員の意見に賛成であるが、そのなかで、こういう意見があったということを議会のほうから執行部に伝えていくという部分においては、必要はないのではないかと思う。しかしこの陳情については不採択でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 ただいま、あくまでも私見であり陳情の域を超えている等の意見があった。これより採決する。陳情第34号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第34号は、不採択とされた。

#### 【陳情第35号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第35号 市営運動公園の整備に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

○今井委員 不採択。一個人のために、誰に説明をするのかよくわからないが、陳情には運動公園の整備に関する現状に関して説明を求めるとある。であれば所管に行き行って聞いてもらえばいいことで、我々が一個人のためにここで採択して、課長や職員を煩わせてわざわざ出向かせて説明させるほどの問題ではない。一個人のために矢板市の事業の説明をすることについては採択はできない。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 ただいま、説明を求めるとあれば担当する所管に行き行ってもらったほうがよいとの意見があった。これより採決する。陳情第35号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第35号は、不採択とされた。

#### 【陳情第37号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第37号 旧長井小学校に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。意見はないか。

○大貫委員 現在、旧長井小学校はワーカーズコープで施設を利用されており、要望内容は非常に難しい点があるため、不採択でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 ただいま、旧長井小学校はワーカーズコープが施設を利用しており、要望内容は難しいとの意見があった。これより採決する。陳情第37号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第37号は、不採択とされた。

**【委員長報告】**

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

**【閉会】**

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(10:52)